

草加市公民館・文化センターインスタグラム運営基準

(目的)

第1条 この基準は、草加市公民館・文化センターインスタグラムを運営するに当たり、基本的な考え方を示し、内容の充実と適正な運営を図ることを目的とするものです。

(位置付け)

第2条 草加市生涯学習推進指針における「生涯学習情報提供体制の充実」に向け、情報発信を行うツールのひとつとして位置付ける。特に、公民館・文化センターが行うイベント・講座等を、市民をはじめ、他の自治体に暮らす人に対し発信するものとします。

(対象施設)

第3条 この運営基準の対象は、中央公民館、柿木公民館、新里文化センター、新田西文化センター、谷塚文化センター及び川柳文化センターの全6館とします。

(用語の定義)

第4条 この運営基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) インスタグラム ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）と呼ばれるインターネットコミュニティサイトで、PC・スマートフォン・タブレット端末などを使い、無料で写真及び短時間動画を共有する手段をいいます。
- (2) アカウント インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザー名をいいます。
- (3) コメント インスタグラムに意見等を投稿することをいいます。
- (4) いいね！ インスタグラムの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいいます。

(運営に関する基本情報)

第5条 運営に関する基本情報は、別表のとおりとします。

(発信する情報)

第6条 草加市公民館・文化センター(公式)アカウント(以下、「当アカウント」という。)は、各館の事業や講座及びそれらの関連情報を発信します。

(コメントに対する返信や「いいね!」等への対応)

第7条 当アカウントの投稿に対するコメントは、今後の公民館・文化センター運営の参考とするものです。ただし、コメントに対する個別の返信や「いいね!」、フォロー等について義務を負うものではありません。また、次に掲げる内容を含むコメントについては、投稿者に断りなく、非表示・削除・拒否する場合があります。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 違法又は反社会的な内容
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (4) 市若しくは他の第三者を誹謗又は中傷し、名誉若しくは信用を傷つける内容
- (5) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (6) その他アカウント運営者が不適切と判断した内容

(著作権等の帰属)

第8条 当アカウントに掲載している情報(文章・写真・画像等)に係る著作権等の知的財産権は、当アカウント運営者又は当アカウント運営者以外の原権利者に帰属します。

(投稿する時間帯)

第9条 当アカウントへの投稿を行う時間は、平日午前8時30分から午後5時(年末年始を除く。)までとします。ただし、それ以外の日時においても、必要性、緊急性が認められる場合は投稿できるものとします。

(当アカウントの閉鎖)

第10条 当アカウント運営者が必要と認めた場合、当アカウントを一時閉鎖又は閉鎖する場合があります。

(免責事項)

第11条 次の各号の項目を免責事項とします。

- (1) 当アカウントにおける情報の正確性及び完全性には細心の注意を払っていますが、市はそれを保証する義務を負わないものとしします。
- (2) ユーザーが当アカウントを利用したこと、又は利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても、市は一切責任を負わないものとしします。
- (3) ユーザーにより投稿されたコンテンツ（コメント・写真・動画等）について、市は一切責任を負わないものとしします。
- (4) 当アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、市は一切責任を負わないものとしします。
- (5) 当アカウントに対する投稿に係る著作権等について、当アカウントのページに投稿されたことをもって、当該投稿を行ったユーザーは市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む。）権利を許諾したものとし、かつ、市に対して著作権等行使しないことに同意したものとみなします。

(掲載内容の制限)

第12条 次のいずれかに該当するものは掲載しないものとしします。

- (1) 法令又は公序良俗に反しているもの
- (2) 市の名誉を傷つけるものや市の信用を損なうもの
- (3) 個人・団体などを中傷する内容を含むもの
- (4) 政治、宗教、選挙などの活動内容を含むもの
- (5) 営利を目的とするもの（公営競技、観光、文化振興、バナー広告など、市として掲載することが適当を認められるものを除きます。）
- (6) 著作権、知的所有権、肖像権などを侵害するもの
- (7) その他公共性、中立性、品位を損なうおそれがあるもの

(基本情報へのアクセス)

第13条 ユーザーが当アカウントをフォローした場合は、この基準に同意したものとみなし、ユーザーが公開しているユーザーの

名前、プロフィール写真、性別、ネットワーク、ユーザーID、友達リストなど、公開されているアカウントやプロフィール情報への当アカウントからのアクセスを許諾したものとみなします。

(個人情報の取扱い)

第14条 運営者がユーザーから個人情報を取得する場合には、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）に基づき、適切に管理するものです。

(運営基準の変更)

第15条 本運営基準は、ユーザーへの予告なしに変更を行う場合があります。

(問い合わせ先)

第16条 掲載内容に関しては、原則として各種イベント主催団体又は各担当へ問い合わせるものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第17条 この基準は日本法に準拠するものです。また、ユーザーと市の間で紛争が生じた場合は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものです。

附 則

この基準は、令和4年11月21日(決裁の日)から施行する。

別表（第5条関係）

公民館等名	アカウント名	ユーザー名	アカウント運営者
中央公民館	sokacity_ chukou	草加市中央公民館 (公式)	草加市立 中央公民館
柿木公民館	sokacity_ kakinoki	草加市柿木公民館 (公式)	草加市立 柿木公民館
新里 文化センター	sokacity_ satobun	草加市新里 文化センター (公式)	草加市立 新里文化センター

新田西 文化センター	sokacity_ nisibun	草加市新田西 文化センター（公式）	草加市立 新田西文化センター
谷塚 文化センター	sokacity_ yabun	草加市谷塚 文化センター（公式）	草加市立 谷塚文化センター
川柳 文化センター	sokacity_ kawabun	草加市川柳 文化センター（公式）	草加市立 川柳文化センター